二　修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。

イ　点検のみをした場合



ロ　補修又は取替えをした場合



三～五　［略］

（登録の条件）

第五十一条　［略］

2　法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　一般計量士にあっては、質量に係る計量に関する実務に二年以上従事していること。

（登録に係る区分）

第九十条　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二　［略］

三　時間、周波数及び回転速度

四～二十四　［略］

2　［略］

第八節　電磁的記録媒体による提出

（電磁的記録媒体による提出）

第百三十六条　次の各号に掲げる書類の経済産業大臣への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第九十九の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第三十六条第一項の様式第五十四による申請書

二　第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の様式第五十五による届出書

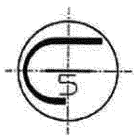
三　第三十六条第三項で準用する第三十四条の様式第五十九による届出書

四　第六十八条の二第二項の様式第七十一による申請書

五　第八十三条の様式第七十四による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類

二　修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った年を表すものとする。

イ　点検のみをした場合



ロ　補修又は取替えをした場合



三～五　［略］

（登録の条件）

第五十一条　［略］

2　法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　一般計量士にあっては、計量に関する実務に五年以上従事していること。

（登録に係る区分）

第九十条　法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二　［略］

三　時間及び周波数

四～二十四　［略］

2　［略］

第八節　フレキシブルディスクによる手続

（フレキシブルディスクによる手続）

第百三十六条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第九十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第三十六条第一項の申請書	様式第百
第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の届出書	様式第百一
第三十六条第三項で準用する第三十四条の届出書	様式第百二
第四十九条の三の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類（機構に対してするものに限る。）	様式第百二の二